

<教育実践研究>

## 特別支援学校における養護教諭による相談活動

長谷高あけみ

### Supporting Children by Yogo teacher in the School for Children with Special Needs

HASEDAKA Akemi

キーワード：教育相談、健康相談、特別支援学校、養護教諭

Keywords: Counseling, Health consulting, School for Children with Special Needs, Yogo teacher

#### 1 はじめに

教育相談は、一人一人の子どもの教育上の諸問題について、本人またはその親、教師などにその望ましい在り方について指導助言することを意味する。言い換えれば、「個人のもつ悩みや困難の解決を援助することによって、その性格によく適応させ、人格の成長への援助を図ろうとするものである。(小学校における教育相談の進め方文部省平成3年)」と示されており、全教職員が担当する(教育職員免許法施行規則第10条)。

本校では、特別支援教育コーディネーターが校内および校外の窓口となり相談内容を検討し、担当する職員へつなげ対応をするという流れで進めている。

そうした中で、養護教諭の教育相談への関わりは、「健康相談」と「健康相談活動」の2つに大きく分かれる。前者は、児童・生徒の心身の健康に関し健康相談を行うものである(学校保健安全法第2節第8条)。養護教諭は、医師・歯科医師・スクールカウンセラー等の専門性を有する人への相談を計画立案し、日程調整を行う。相談の事前・事後には、担任・保護者との連絡を行い問題解決への支援を行う。後者は、養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分に生かし、児童生徒の様々な訴えに対して常に心的な要因や背景を念頭に置いて、心身の観察、問題の背景の分析、解決のための支援、関係者との連携など、心や体の両面への対応を行う活動である(文部省保健体育審議会答申平成9年)。これは、児童生徒の保健室来室時の訴えに対応する等養護教諭固有の役割と言えよう。

本稿では、養護教諭が関わるこの2つの教育相談の中から見えてきた、特別支援学校ならではの教育相談の実態や独自性を明らかにし、卒業後の教育相談の在り方も含め考えてみたい。

#### 2 特別支援学校における教育相談

昭和54年に養護学校教育の義務化が制度化され、平成19年4月からは、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、全ての学校で、障がいのある児童生徒の支援を充実させていくことになった。そして、特別支援学校は、「従来の特殊教育の対象者の障がいだけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育ニーズを把握して、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う」とされている。教育相談を進める際にも、特別な「教育ニーズのある」児童生徒ととらえたいうえで、その支援をしていくことが求められる。

### 3 本校における教育相談の実態

本校は知的障がい・発達障がいを有する児童生徒を対象とした特別支援学校であり、その児童生徒のほとんどがコミュニケーションに課題がある。また理解力の乏しさや、言語による表現や理解のひずみ、運動領域の発達の遅れ、感覚の異常や過敏、強いこだわり、対人関係の困難さなど様々な発達上の課題もある。

そのため二次的障がいとして、生活経験の不足、いじめなどによるネガティブな経験の蓄積、精神的な不安定さ、自尊感情が乏しいまま入学している児童・生徒もいる。また、イライラや興奮、怒り、不安などの気持ちがコントロールできず、リストカットなどの自傷行為や様々な問題行動を起こす生徒も少なからずいる。

ここでは、本校の相談活動の実際について述べてみたい。なお、22年度の集計数は4月から12月までのものである。

#### (1) 本校の教育相談の組織図



#### (2) 平成20年度からの教育相談件数の内訳

年度	総数 (100%)	教育相談		健康相談 (%)	健康相談活動 (%)
		<一般・早期・就学>	(%)		
20	76	21 (27.6)		19 (25.0)	36 (47.4)
21	104	34 (32.7)		36 (34.6)	34 (32.7)
22	94	20 (21.3)		38 (40.4)	36 (38.3)

#### (3) 相談内容

相談の内容は、大きく①～⑤に分類される。

##### ①心理的内容

心理的内容の相談は保護者より生徒の方が多く、自分のストレスへの対処方法や思春期の心の揺れ等へのものである。ほとんどが高等部の生徒であり、じっくり話をする機会がある、話を聞いてもらったと実感できる、次からの対処方法を学べたことで解決できた。

保護者からは、障がいのある子どもの子育てへの悩み、不安、葛藤が多い。

##### ②身体的内容

身長や体重などの体の発育や成長ホルモン等医学領域に渡る内容である。

##### ③障がいや疾病の問題

健康面や行動面において特別なニーズを要する児童生徒が在籍する本校には、一番多い相談内容である。

生徒の相談では、自分の障がい名や障がい特性を相談することで自己理解を深めるきっかけとなったり、友人関係の再構築に繋がったりしたケースがあった。

保護者からは、障がいの診断や告知を受けていても、子どもの発達段階で起きてくる多様な問題への対処についての心配や不安によるものが多い。

##### ④性に関する問題

二次性徴への対処や男女交際など、学年が上がって行くにつれ相談が多くなっていく。母親からの

男の子の性に対する相談も多い。個別指導した内容は性教育へつなげている。

⑤家庭的・生活的内容

保護者の療育態度、兄弟姉妹関係、保護者の病気、親子の距離感など、日常生活の中で起きてくる問題が多い。相談の中には、内容の緊急性や重大さから外部の関係機関とも連携を図り対応するケースもあり、今後も増えていくように思う。

(4) 健康相談の実際

健康相談は、月に1回～2回程度をめやすに定期的に行う。

担任や保護者からの希望を受け、相談内容に即した専門医等の相談を受ける。

生徒は、健康相談の機会を知っているので、担任や養護教諭へ直接相談の希望を伝えることもできる。



健康相談の一場面

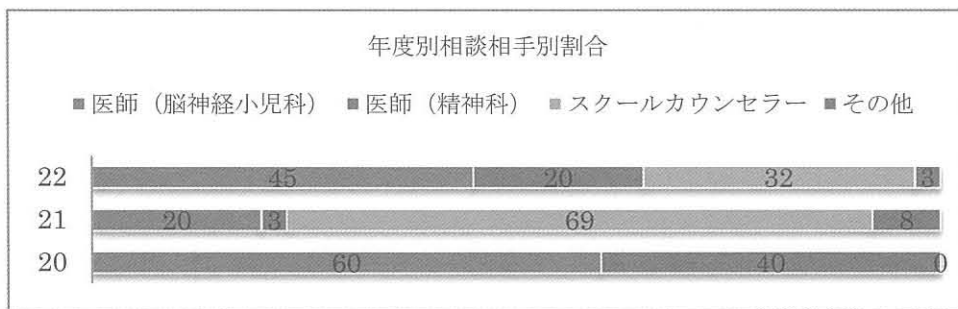


図1 年度別相談相手別割合

・医学的な領域に関わる内容や治療的なカウンセリングがほとんどである。

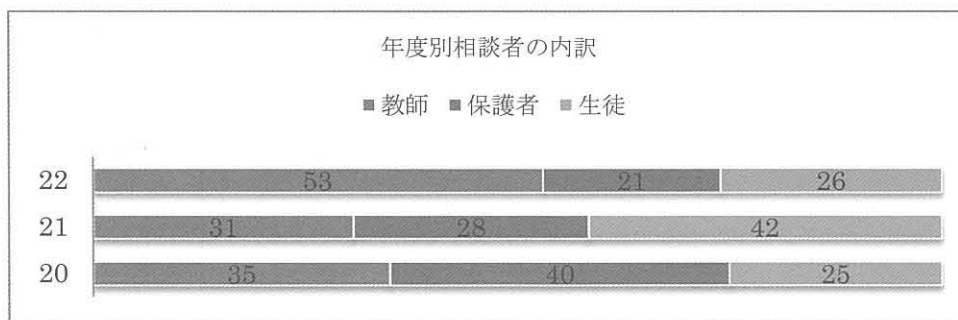


図2 年度別相談者の内訳

・年度により差はあるが、教師からの相談割合は3割以上と案外多い。

・21年度より学校全体で共通理解を図り、スクールカウンセラーへの相談を活用できるようになる。

年度別学部別の相談内訳は、図3のように高等部生徒の内容が多い。これは、思春期から青年期へと心身両面において人生の中で最も大きな変化をする時期であるからと考える。具体的には、身体面では二次性徴の発現と性衝動という子ども期とはちがう新たな課題に直面する。また性の成熟という身体的

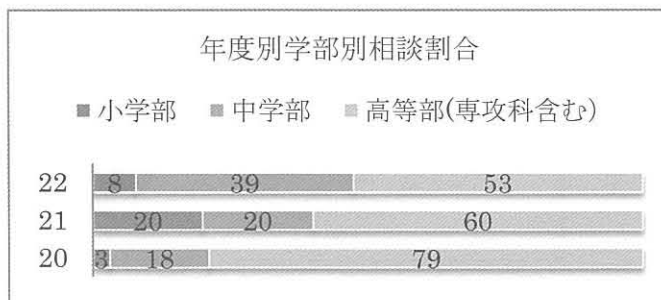


図3 年度別学部別相談割合

な変化は、心理的な親子別離を始め自分見つけや自分探しを行い、仲間とのつながりを求めてくる。それまでの親や教師に守られた世界を離れ、心理的にひとりとなり仲間の中での自分の存在を考えていく時期の不安やいらいら感・もやもや感などの多感で不安定な心理状態を表していると思う。

さらに本校生徒にとっては、自身の障がい特性から心身の変化への受け止めがうまくできず、身体像や自己像の見直しに困難さを感じることが多い。保護者は、子どもとの関わりの濃さから適度な距離感を取ることに不安や心配が強い。

(5) 健康相談活動の実際

健康相談活動は定期的なものではなく、日常の学校生活の中で保健室を利用する児童生徒が持ち込んでくる様々な心身の健康問題や悩み、保護者の相談などに耳を傾け、個々の課題にあるときは向き合い、あるときは寄り添いながら、課題を解決していく。

保護者の相談は、内包されている問題が多様であることが多く、そのニーズに相応するために、きわめて幅の広い窓口を用意し対応する。内容によっては養護教諭による保健室での1対1の面談による対応だけでは、保護者のニーズに応えることができない場合もあり、他の専門職との役割や機能の分担による連携を行い問題解決を図ることもある。

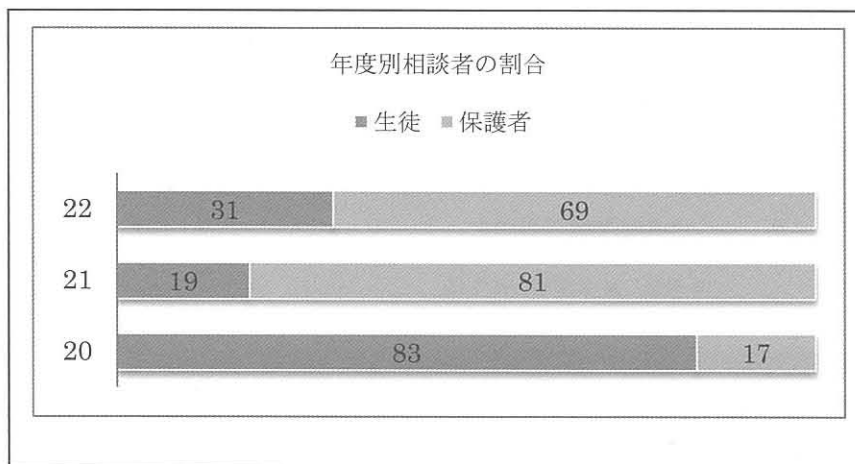


図4 年度別相談者の割合の内訳

・20年度は、保健室登校などあり、生徒の相談割合が高くなっている。

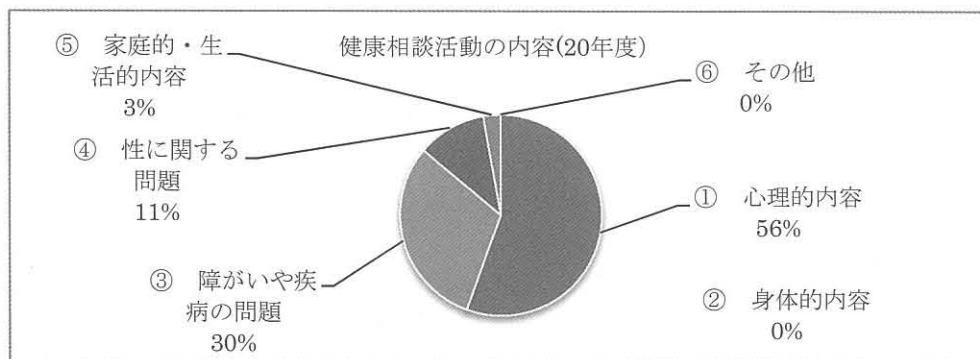


図5 健康相談活動の内容 (20年度)

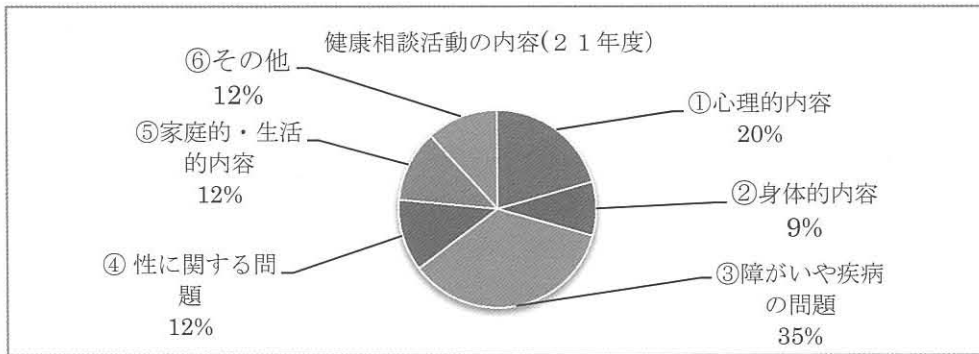


図6 健康相談活動の内容 (21年度)

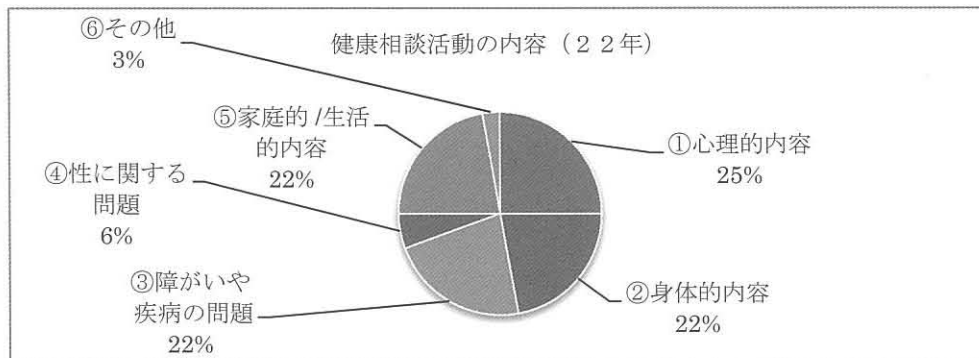


図7 健康相談活動の内容 (22年度)

・相談内容は、心理的内容、障がいや疾病の問題、家庭的生活的内容が多い。

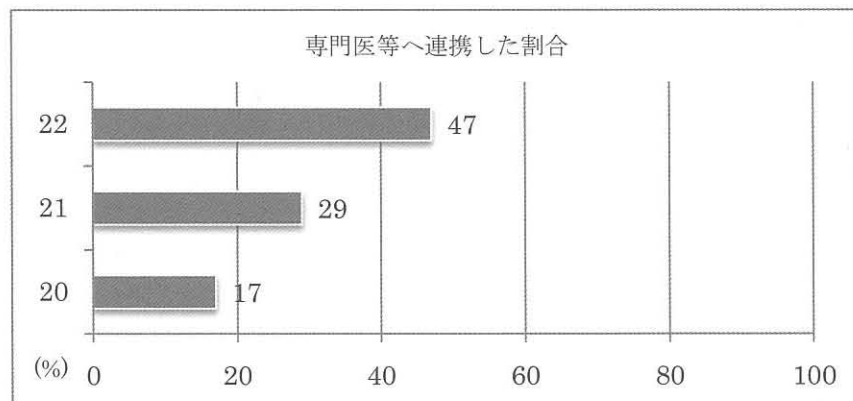


図8 専門医等へ連携した割合

・年々専門医等へ連携し対応する相談内容が増えている。

#### 4 今後に向けて

3年間を振り返り、児童生徒にとって学校という安心・安全・安定した場で教育相談を受けることは、家族や教師以外の第三者の人に自分の問題をしっかり聞いてもらえる心地よさ、助言を得ながら一緒に考え、自分の思いを整理しさらに考えを深めていくことで自分を知る・見つめる良い機会となっている。特に思春期から青年期には大切な経験であると感じた。

また、障がいの特性から、悩みに気づきにくい・言語化して表現しづらい・こだわり過ぎるといった問題がある児童生徒にとって、衝動的な行動、暴言、不安感や苛立ち感などで表面化した行動や感情の裏にある心の

問題について、障害特性を十分に理解している専門性を有した人が対応することで、発達上の課題や心理的な問題と併せながら一人一人に応じた助言を受けることができ効果的であった。

一方保護者は、わが子に障がいがあるとわかった時から、多くの悩みを抱えながら子育てに取り組んでいる。障がいがない子どもの子育てとは異なる難しさに困窮していることも少なくない。健康相談活動の中に示す保護者の割合が高いことから推察できる。子どもの心身の健康管理を誰より一生懸命頑張っている中で、日々成長している子どもを見守りながら、気になることや心配となることが出てくると、その問題が障がいから起因しているものなのか、または精神的なものなのか、環境によるものなのか、ひいては自分の子育てのまずさからなのかなど不安になることも多い。本校の教育相談では、保護者の気持ちをしっかり受け止める場として機能するだけでなく、教育から医療や福祉や保健へとつながりを持ち、専門的な知見を取り入れながら助言を受けるといった貴重な機会となっていると考える。

さらに生徒の卒業後の生活を考えると、心身の健康と安定はすべての土台になる。その土台を作っているのが学校教育であり、教育相談もその中に含まれると考える。障がいがある生徒が社会に出る時には、必ずといってよいほど地域資源の支援が必要である。教育相談においても同様であり、学校は在学中から個々のニーズに応じた教育相談の場の提供や相談体制を充実していくと共に、ニーズに応じた外部機関との連携や外部機関の開拓を進めていくことで、生徒や保護者にとって卒業後も安定した生活の保障につながるのではないかと考える。

## 5 養護教諭と教育相談

保健室は、いつでも・だれでも（教職員や保護者を含む）・どのような理由でも来室できる場であり、持ち込まれる相談は、多種多様である。そして養護教諭は、日々児童生徒の心身の健康問題への対応をしており、教育相談には身近な立場にある。さらに心身に関わる知識を有していることから、体調不良による訴えの来室であっても、その中から心の問題に気づくなど、問題の兆候をいち早くとらえ、教育相談へ移行することができるのではないかと考える。また、校内に所属することから、児童生徒の問題を通して、あらゆる教職員とつながることができる位置と役割どころに存在する養護教諭は、教育相談においても、職場の管理職を含む多様な教職員とのつながりの中で連携と協働を意識した支援を行っていくことができる。職務を遂行する上においても、学校医やスクールカウンセラー等とは最も緊密な連携を取っているため、必要に応じて医師やスクールカウンセラーの健康相談へつなげる要としての役割も担っている。そして、相談内容によっては、教育と医療や福祉との接点をつなぐコーディネーターとしての役割を期待されることも少なくないと考える。

今後も上記のことを意識し、取り組んでいきたいと思う。

長谷高あけみ（鳥取大学附属特別支援学校）

### <文献>

宮下一博、濱口佳和 編(2001) シリーズ子どもの心を知る第2巻「教育現場に根ざした生徒指導」北樹出版

三木とみ子(2009) 養護概説 ぎょうせい

養護教諭実務研究会編(2010) 「養護教諭毎日の執務とその工夫」第一法規